

つれづれ

平成30年3月20日(火)

差別のない社会を目指す



『すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。』

これは、日本国憲法第14条の条文です。これにより、私たちには法の下での平等が保証されています。この条文を根拠に、平成28年(2016年)に、人権に関する3つの法律

が施行されました。

一つ目は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)です。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。二つ目は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)です。日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律です。三つ目は「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)です。現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえ、たうえて「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

それでは、これらの法律ができた背景は何でしょうか。それは、これらの法律が規制しようとする差別が現実にあるからです。多くの方は「差別をしてはいけない」と言います。しかし、差別的な発言や行動といった差別事象がなくなっていないのが実情です。

私たちは、差別という不合理に対して、それをなくす努力をしなくてはなりません。そのために、皆さんに心がけてほしいことがあります。一つ目は、「人は皆平等であり、自分も他者も大切な存在である」ことを認識してください。二つ目は、自分の言動が人にいやな思いをさせたり、人を傷つけたりしてはいないかを、絶えず考える習慣をつけてください。この世から、差別によっていやな思いをする人がいなくなることを願います。

<保護者の皆様へ>

学校ホームページで、日々の教育活動のようすを公開しています。どうぞ、本校ホームページを閲覧してください。

【大阪市教育委員会 天下茶屋中学校】で検索



QR code

天下茶屋中学校HP → <http://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=j762750>